

令和7年
10月1日から

再生資源集積所の 利用方法が変わります

日立市
【説明会資料】
令和7年5月作成

～ 今後は誰もが利用できる集積所へ ～

1 用具出し当番について



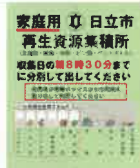
これまでの当番制では、

- ① 当日の朝に木札（種類ごとの看板）や分別袋を並べる
- ② 排出の状況を確認する
- ③ 業者回収後は、木札や分別袋を片付ける
- ④ 次の当番の方へ用具類を届ける（一部の地域）

2 利用方法の変更内容について

ステップ1

収集日の前日(前々日)に
市が再生資源の分別袋を入れた
専用ボックスを集積所に設置



全ての集積所
に看板設置



専用ボックス
(イメージ)

ステップ2



変更のポイント

集積所を利用される方が、
専用ボックスから必要な分別袋
を取り出し、缶、ビン、
ペットボトルを排出

※並べ方や分別
方法は変わりま
せん。



ステップ4

回収業者が、排出された再生
資源を回収した後、中身が空に
なった分別袋を専用ボックスに
戻し入れ、その後、市が専用
ボックスを
回収



ステップ3

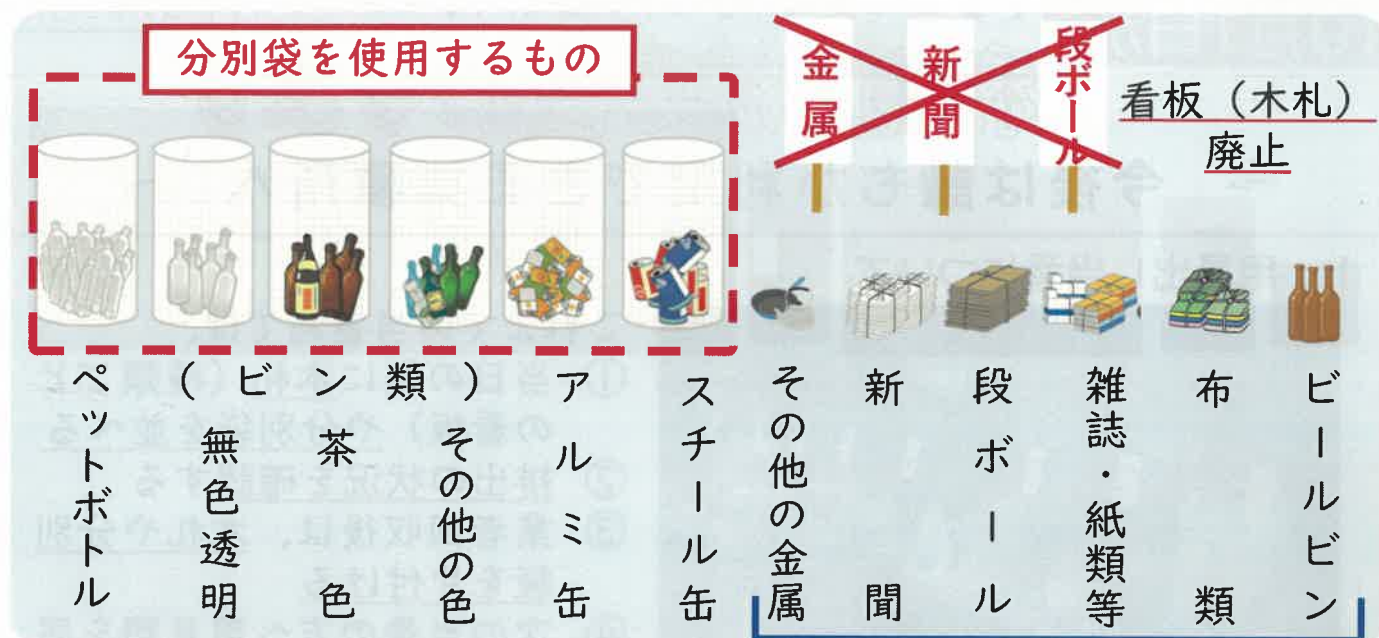
持参した資源物の分別袋が
並んでいない場合は、専用
ボックスから該当する分別袋
を取り出して排出

※基本的に、最
初から全ての分
別袋が並んでい
る状態ではあり
ません。



裏面に続く

3 再生資源集積所のレイアウト（例）



分別袋を利用しない布類・新聞等の出し方は変更なし

4 再生資源集積所の利用上の注意点

集積所利用にあたっては、次の注意点をご理解の上、ルールを守って利用してください。

- (1) 再生資源は、決められた収集日の朝8時30分までに出して
ください。
- (2) ペットボトル・缶類・ビン類は、中を水洗いしてください。
ペットボトル・缶類は、可能な限りつぶしてから出すように
ご協力ください。
- (3) 不適正排出物（汚れているものや対象品目でないものなど）は
収集しません。特に汚れたペットボトルが見受けられています。

～ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします ～

5 今後の周知方法

再生資源集積所の新たな利用方法に関する情報は、市報や市ホームページなどでお知らせしてまいります。

なお、町内会等への説明会を希望する際は、下記の間合せ先までご連絡いただき、ご相談ください。

間合せ先

日立市 市民生活環境部 廃棄物減量推進課
Tel 22-3111（内線547）
E-mail recycle@city.hitachi.lg.jp



集積所の新たな
利用方法はこちら